

奄美群島国立公園内における昆虫採集用トラップの
無許可設置事案の集中発生及び自然公園法の周知について

令和7年7月15日（火）
環境省奄美群島国立公園管理事務所 所 長 広野 行男 鹿児島県大島支庁総務企画課 課 長 谷本 美恵子

1. 経緯

令和7年7月6日（日）に、奄美市笠利町にある蒲生崎観光公園周辺の市道蒲生崎線において、昆虫採集用のバナナトラップが複数設置されているのが発見され、確認した奄美市職員から大島支庁及び環境省へ情報提供があった。

当該場所の一部は奄美群島国立公園第2種特別地域に指定されており、トラップの設置には自然公園法に基づく許可が必要となるが、当該トラップの設置許可は出されていなかった。

7月7日（月）、トラップの設置は自然公園法違反である旨と関係機関への連絡を求める警告文を現地に掲示した。しかしながら、設置者からの連絡はなく、7月8日（火）には同様の形状のトラップが新たに設置されているのを環境省職員が確認した。そのことを受け、奄美警察署へ通報するとともに、当該トラップの撤去及び警告文の掲示を再度行ったものの、7月9日（水）に同様の形状のトラップが再度、新たに設置されているのを奄美市職員が確認した。

本件の行為者については、なお不明の状況であり、国立公園の特別保護地区及び特別地域内においては、昆虫採集用トラップを含む工作物の設置には同法による許可が必要となることを注意喚起し、同様の事案発生を未然に防止する必要があることから、本件について公表することとした。

2. 今回発見した昆虫採集トラップの概要

国立公園内で発見したトラップの個数は表1のとおり。なお、蒲生崎周辺の国立公園外にも同様の形状のトラップが複数設置されていた。詳細な設置地点は非公表。

表1. 国立公園内で発見したトラップの個数

発見日時	発見個数
2025/7/7（月）	12 個
2025/7/8（火）	2 個
2025/7/9（水）	1 個
2025/7/10（木）	0 個
2025/7/11（金）	0 個

今回、発見されたのは、目の細かいネットにバナナを入れ金属製フックで木に引っ掛ける形状のバナナトラップ（図1参照）。



図 1. 発見された昆虫採集用のバナナトラップ（全て同様の形状）

3. 今回のトラップ設置が該当する法律

（許可）

自然公園法第 20 条

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

（罰則）

自然公園法第 82 条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

二 第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定に違反したとき。

4. 奄美群島国立公園 公園計画図

奄美群島国立公園の区域図については下記環境省の HP 参照

<https://www.env.go.jp/park/amami/intro/index.html>

5. 今後の対応方針

奄美警察署及び関係機関においてパトロールを実施する。また、今後は防犯カメラの設置や国立公園の周知看板等の設置を検討する。

6. 国立公園内の工作物（昆虫トラップを含む）設置に係る問い合わせ先

（1）特別保護地区：環境省奄美群島国立公園管理事務所

電話：0997-55-8520

（2）特別地域：鹿児島県大島支庁総務企画課商工観光係

電話：0997-57-7215

注：自然公園法は環境省が管轄する法律ですが、鹿児島県では法定受託により特別地域内におけるトラップを含む仮工作物の設置等については鹿児島県知事に権限が委譲されています。法定受託に該当する案件に関しては、鹿児島県大島支庁総務企画課商工観光係が許認可事務を行っています。

注：設置場所が国立公園区域内であるかどうか不明な場合は、(1)(2)いずれかにお問い合わせください。